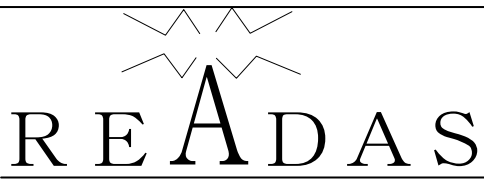


第 5911 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月 8日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 たばこ税の手持品課税

Q：平成30年4月1日に販売用たばこをもっていると、たばこ税の手持品課税がされるとか。どういうことですか？

A：たばこ販売業者が販売用たばこを一定本数以上所持する場合に課税されます。

【解説】

たばこ税関係法令の改正により、平成28年4月1日から、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税(たばこ税)の特例税率が廃止され、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率が段階的に引き上げられることとなっています。これに伴って、平成30年4月1日午前0時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者に対しては、たばこ税の「手持品課税」が行われることとなっています。

手持品課税とは、たばこの販売業者等が、たばこ税率の引上げの日午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で、5,000本以上の紙巻たばこ三級品を販売のために所持する場合(複数の場所で所持する場合はその合計本数が5,000本以上)に、販売業者等を納税義務者として、その所持する紙巻たばこ三級品に、税率の引上げ分に相当するたばこ税を課税するというものです。

対象となるたばこ販売業者は、平成30年5月1日までに手持品課税納税申告書を所轄の税務署長等に提出して、平成30年10月1日までに納付することになっていますので、忘れないようにしてください。

